

一般質問通告書

No.1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

2015 年 8 月 25 日
東村山市議会議長様

議席番号 13 番
質問者 大塚恵美子

記

番号	質問の項目と要旨
1	<p data-bbox="304 801 1134 840">教育分野における「合理的配慮」の実施に向けて</p> <p data-bbox="304 875 1366 1290">「障害者権利条約」締結のために国内法として整備された「障害者差別解消法」が来年 4 月に施行となる。9 月 12 日まで障害者差別解消法に基づく内閣府の対応要領案、指針案に関する意見募集が行われている最中だ。共生社会の実現を目的とする「障害の社会モデル」の考え方による「差別解消法」には発達障害が明記され、新たな概念「合理的配慮」が「障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組み」と規定され、「不当な差別的扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別にあたる。</p> <p data-bbox="304 1350 1366 1529">① 教育分野における「合理的配慮」についての文部科学省の資料を見ても、実に抽象的だが、自治体が取組む法的義務とは何か。従来の自治体ごとの取組みに熱意や財政的な課題もあり、ばらつきが散見されたが、そうした従来の取組みとの違いは何か。</p> <p data-bbox="304 1590 1366 1675">② 教育分野における「基礎的環境整備」を行うことになるが、どのように進めていくのか。</p> <p data-bbox="304 1736 1366 1821">③ 合理的配慮、意思疎通の配慮に向けた準備はどのように展開していくのか。目標や個別的支援計画はどのように進めていくのか。</p> <p data-bbox="304 1881 1366 1966">④ 相談体制の整備、育成のための研修、周知が必要となるが、現時点での進捗はどのようなか。</p>

- ⑤ 合理的配慮に向けた国、都、市における役割、財政支援・負担について詳細を伺う。
- ⑥ 港区、浦安市が配置している学習支援員（LAS）の導入をご存じと思うが、同様の検討はされているか。
- ⑦ 教室等における ICT 活用も欠かせない配慮となる。具体的な検討はどのように行われているか。
- ⑧ 法に基づき「障害者差別解消支援地域協議会」の設置ができるとされている。設置の意義と必要性とはどのようなものか。準備はどのように進められているか。
- ⑨ 既に 2006 年には千葉県で、都道府県以外ではさいたま市、八王子市などで「障害者権利条例」が策定され、「差別解消法」成立以来、各地で条例化の動きが加速している。「合理的配慮」の定義も抽象的であり、紛争解決の仕組みも既存の相談のしくみを利用するなど脆弱性をもつ「差別解消法」を補完する意味でも障害当事者の声を反映させた自治体条例制定の必要性があるが、市長に見解を伺う。

2 児童虐待を防ぎ、全ての子どもたちの育つ権利の尊重を

2000 年制定の「児童虐待防止法」は超党派による議員立法であり、これにより、「児童虐待の定義」が初めて定められ、2 度の改正に伴い児童福祉法も改正されてきた。「児童虐待は著しい人権侵害である」と明記されたことは、子ども虐待対策に大きな影響を与える成果となったが、全国の児童相談所への相談件数は 2013 年度で 7 万 3000 件を越し 10 年間で 2.8 倍と子どもへの虐待は増加の一途をたどっている。

今年 7 月から児童相談所全国共通ダイヤルが「189」として 3 桁の連絡先が新設されたが、音声ガイダンスで各地の児童相談所に転送するシステムで、根気よく音声案内に従わなければならない通話料もかかる。児童相談所の人員体制の不足が指摘され、虐待防止に携わる専門家からは、これでは子どもは救われないとの指摘がある。11 月には児童虐待防止推進月間を迎えることとなり、未然防止の観点から質問する。

- ① 産後うつなどによる 0 歳児の虐待死が多い。当市でも 2011 年に生後 12 日の新生児が母親に殺害された事件があったが、事後対応、重要な産後ケアはどのようにされてきたか。
- ② 新生児全戸訪問「こんにちは赤ちゃん事業」の実績の推移と実施状況を伺う。
- ③ 清瀬市では、育児不安を抱えている家庭を子育て経験者が訪問し、一緒に家事や育児を行う「ホームビジター派遣」を実施している。週に 1 回 2 時間程度の訪問を 4 回程度実施することで不安の解消が進んでいると聞く。
また、妊娠時からのアプローチも有効である。いなべ市では、妊娠届けの際にアンケートを取りリスクが窺がえる家庭に出産前からアプローチをしたり、各地の駐車場などでテントを張り、身近な場所で「出前子育てひろば」を実践している。
- 親への支援が重要な課題であり、具体的進展が期待されなければならない。当市では拒否などにより訪問できなかった家庭への再度のアプローチや「こんにちは赤ちゃん事業」のその後のアウトリーチはどのように行われているか。
- ④ 虐待を受けている子どもたちの中で発達障害の子どもたちも少なくなない。どのように把握し対応しているか。
- ⑤ 発達障害児に限らず保育園、幼稚園での虐待の発見、気づきからのつながり、連携はどのように行われているか。
- ⑥ 子ども家庭支援センターを中核に、幼児相談室、教育相談室、母子保健など他職種連携、機能強化はされているか。
- ⑦ 設置義務のある「要保護児童対策地域協議会」だが、積極的に開催するとしている個別ケース検討会議などの実際の取組みはどのようにされているか、機動性はあるのか。
- ⑧ 子ども家庭支援センターの虐待相談件数では、当市と小平市など他市の件数に大きな開きがある。ここ 3 年間では当市では 63～86 件、小平

市では 1000 件を超す。当市ではどのようなカウントを行っているのか。

- ⑨ 児童虐待における通告義務の周知と強化策について具体的に検討されてきたか。
- ⑩ 児童虐待の密室性や通告の困難性は大きく、とりわけ深刻な性的虐待の表面化は子どもにとって大変に困難であり、虐待件数として認知される数はごく少数に限られてしまう。そういったことを踏まえ、自治体としての具体的な行動計画や「児童虐待防止条例」策定が検討されるべきと考えるが、子どもの人権擁護、権利を守るしくみづくりへの見解を市長に伺う。
- ⑪ 小平児童相談所での対応や児童養護施設退所後の自立、養育家庭の育成など、被虐待児へのアフターフォロー、自己肯定感を育むためのケアやスキルアップが負の連鎖を断つために必要となる。自治体としてどのように受け止め、取組んでいくのか、市長に伺う。